

議案第10号

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市立保育所設置及び管理条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

月途中に入退園をした乳幼児に係る保育料の算定方法を変更するとともに、児童福祉法に基づき規則において規定することとするため、本案を提出する。